

各位

全4ページ
登録速報(2018-178)
2018年 7月25日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2018年 7月25日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号： 第22766号
名称： トルネードエースDF（エフエムシー・ケミカルズ（株）登録）

2. 適用病害虫の範囲又は使用方法の変更の内容

農薬登録申請書第7項中、以下の事項を変更し、表1【変更前】を表2【変更後】のとおりとする。

- ・ 作物名「なす」に適用病害虫名「テントウムシダマシ類」を希釈倍数「2000倍」にて追加する。
- ・ 作物名「はくさい」に適用病害虫名「カブラハバチ」を希釈倍数「2000倍」にて追加する。
- ・ 作物名「だいず」の使用方法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第8項の(8)における「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更し、別紙のとおりとする。

表1【変更前】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	インドキカルブ及びインドキカルブMPを含む農薬の総使用回数
キャベツ	ヨウムシ ハスモンヨトウ タマギンウバ ハイマダラノメイガ	2000倍	100～300 L/10a	収穫7日前まで	2回以内	散布	2回以内
	はくさい	コナガ、アオムシ					
だいこん	ヨウムシ ハイマダラノメイガ	2000倍					
	カブラハバチ			収穫14日前まで			
ブロッコリー	コナガ、アオムシ						
ねぎ	シロイチモジヨトウ	1000倍					
いちご なす トマト	ハスモンヨトウ オオタバコガ	2000倍		収穫前日まで			
	ピーマン			オオタバコガ			
レタス 非結球レタス	ハスモンヨトウ オオタバコガ ヨウムシ						
えだまめ							
だいず	ハスモンヨトウ	8～16倍	800 mL/10a	収穫7日前まで		無人ヘリコプターによる散布	
かんしょ	ハスモンヨトウ ナカジロシタバ	2000倍	100～300 L/10a		3回以内	散布	3回以内
さといも	ハスモンヨトウ						
しょうが	ハスモンヨトウ アヲノメイガ						
たばこ	タバコアオムシ ヨウムシ		100～180 L/10a	収穫10日前まで	1回		1回

表 2 【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	インドキカルブ及びインドキカルブ MP を含む農薬の総使用回数				
キャベツ	ヨウムシ ハスモンヨトウ タナギンウバ ハイマダ ラノメイガ	2000 倍	100～ 300 L/10a	収穫 7 日前 まで	2 回 以内	散布	2 回以内				
	コナガ、アオムシ	1000～ 2000 倍									
<u>はくさい</u>	ヨウムシ ハイマダ ラノメイガ <u>カブラハバチ</u>	<u>2000 倍</u>						収穫 21 日前 まで			
だいこん	コナガ、アオムシ			収穫 14 日前 まで							
ブロッコリー	シロイチモジ ヨトウ	1000 倍		収穫 14 日前 まで				2 回 以内	散布	2 回以内	
ねぎ	シロイチモジ ヨトウ	1000 倍		収穫 14 日前 まで							
いちご トマト	ハスモンヨトウ オオタバコガ	<u>2000 倍</u>		100～ 300 L/10a				収穫前日 まで	2 回 以内	散布	2 回以内
<u>なす</u>	テントウムシダマシ類										
ピーマン	オオタバコガ										
レタス 非結球レタス	ハスモンヨトウ オオタバコガ ヨウムシ										
えだまめ	ハスモンヨトウ										
<u>だいず</u>	ハスモンヨトウ	8～16 倍	800 mL/10a	収穫 7 日前 まで	2 回 以内	散布	2 回以内				
かんしょ	ハスモンヨトウ ナカジロシタバ	2000 倍	100～ 300 L/10a	3 回 以内				散布	3 回以内		
さといも	ハスモンヨトウ										
しょうが	ハスモンヨトウ アヲノメイガ										
たばこ	タバコアオムシ ヨウムシ		100～ 180 L/10a	収穫 10 日前 まで	1 回		1 回				

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 害虫は同一剤の連続使用により抵抗性害虫が出現し、効果の劣った例がある。使用に当っては、関係機関の指導を受けること。また、過度の連用をさけ、可能な限り作用性の異なる薬剤やその他の防除手段を組み合わせ使用すること。
- (3) ねぎのシロイチモジヨトウを防除する場合は、食入前の若令幼虫期に散布すること。
- (4) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (5) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - ③ 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
 - ④ 散布直後から1日後まではミツバチを移動させるか、巣門を閉じること。
- (6) マルハナバチに対して影響を与えるおそれがあるので、散布の際はマルハナバチ及び巣箱にかからないようにすること。また、散布直後から6日後まではマルハナバチを移動させるか、巣門を閉じること。
- (7) つまみ菜、間引き菜には使用しないこと。
- (8) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- (9) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、とくに初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (10) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上